南九州市成年後見人等報酬助成
助成費用決定の変更について

令和７年４月から助成費用の決定について以下のとおり変更します

◆助成費用については家庭裁判所の審判の結果，本人の負担能力等を総合的に考察の上，審査を行い，助成の支給の可否や支給額等を決定しております。審査については，本人の預貯金や生活費（支出額）を計算に用いております。
本人の抱える負債についても考慮の上，計算を行ってまいりましたが，**令和７年４月からは「返済中の負債」のみを考慮し計算を行ってまいります。**

◆「返済中の負債」は提出いただく書類のうち，下記書類にて判断を行います。負債の内容や月の返済額の記載を確認させていただきます。
　【財産目録の写し】及び【収支予定表の写し】

◆より多くの方にご利用いただくために，ご理解の程，よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
南九州市役所
長寿介護課　介護予防支援係（被後見人等が高齢者の場合）
福祉健康課　障害福祉係（被後見人等が高齢者以外の場合）
〒897-0302　南九州市知覧町郡 17327 番地
TEL：0993-83-2511（代表）